

会 議 次 第

日 時 令和4年6月13日（月） 午前10時～

場 所 船橋市役所 本庁舎11階 113会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付 再任4名：柴田良貴委員、吉武早苗委員、金出ミチル委員、
藤井英二郎委員

3. 挨拶 三澤生涯学習部長

4. 報告事項

- (1) 令和3年度文化財保護・調査・普及事業の報告について 資料1-9
- (2) 令和4年度文化財保護・調査・普及事業の計画について 資料10-13
- (3) 史跡取掛西貝塚保存活用計画策定について 資料14
- (4) 文化財保護法の一部改正に伴う登録文化財制度について

5. その他

6. 閉 会

令和3年度文化財保護・調査・普及事業の報告について

1. 保護・調査事業

① 取掛西貝塚保存事業

10月の官報告示により船橋市初の国史跡に指定された。2月に船橋市が史跡管理団体に指定され、3月に史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会を設置し、取掛西貝塚保存活用計画の策定に着手した。昨年度の総括報告書の刊行に引き続き、取掛西貝塚の分析・調査を行った。

② 開発等に伴う埋蔵文化財に関する業務

開発等事業者と調整協議し、必要な発掘調査の実施等、埋蔵文化財保護業務を実施した。(業務実績については、別添資料 pp.6～9 掲載。)

③ 開発等に伴う発掘調査(本調査) 15件

No.	遺跡名	時代・主な検出遺構	備考
1	ユルギ松遺跡(7) <small>まついせき</small>	中世台地整形区画・土坑他	委託
2	中野木向遺跡(5) <small>なかのきむかいせき</small>	縄文時代竪穴住居跡・土坑、奈良・平安時代竪穴住居跡、近世溝状遺構他	直営
3	ユルギ松遺跡(8-2) <small>まついせき</small>	中世台地整形区画・掘立柱建物跡・溝状遺構・地下式坑他	直営
4	宝塚遺跡(1・2) <small>ほうづかいせき</small>	古墳時代竪穴住居跡・溝状遺構他	委託
5	印内台遺跡群(82) <small>いんないだいせきぐん</small>	奈良・平安時代竪穴住居跡・ピット	直営
6	宮本台遺跡群(84) <small>みやもとだいせきぐん</small>	縄文時代後期竪穴住居跡・土坑・ピット	直営
7	夏見台遺跡(74) <small>なつみだいせき</small>	弥生時代竪穴住居跡、古墳時代竪穴住居跡・掘立柱建物跡他	直営
8	東町遺跡(3) <small>あずまちょういせき</small>	中世台地整形区画・掘立柱建物跡・地下式坑・溝状遺構他	直営
9	東中山台遺跡群(80) <small>ひがしなかやまだいせきぐん</small>	古墳～平安時代竪穴住居跡、中世台地整形区画・土坑・地下式坑・溝状遺構他	委託
10	夏見台遺跡(75) <small>なつみだいせき</small>	縄文時代土坑、古墳～平安時代竪穴住居跡、中～近世掘立柱建物跡他	委託
11	東中山台遺跡群(81) <small>ひがしなかやまだいせきぐん</small>	縄文時代土坑、奈良・平安時代竪穴住居跡、中～近世溝状遺構・土坑他	直営
12	東中山台遺跡群(84) <small>ひがしなかやまだいせきぐん</small>	奈良・平安時代竪穴住居跡・土坑・ピット	直営

13	ユルギ松遺跡(9) <small>まっせいせき</small>	縄文時代竪穴住居跡・小竪穴・土坑、中世台地整形区画、中・近世大溝他	直営
14	中法伝貝塚(17) <small>なかほうでんかいづか</small>	中世地下式坑・火葬施設・井戸状遺構他	委託(3月) (調査中)
15	夏見大塚遺跡(37) <small>なつみ おおつかいせき</small>	弥生時代竪穴住居跡、奈良・平安時代掘立柱建物跡、中～近世溝状遺構他	直営 (2年度～)

※他に確認調査28件を実施。

④ 発掘調査報告書刊行 9冊

No.	報告書名	時代・主な検出遺構	備考
1	令和3年度船橋市内遺跡発掘調査報告書	確認調査3件分、海老ヶ作貝塚整理作業	国庫補助事業
2	平成17年度船橋市市費単独事業遺跡発掘調査報告書	東中山台遺跡群、印内台遺跡群、夏見台遺跡、夏見大塚遺跡 他	直営
3	平成25・26年度船橋市市費単独事業遺跡発掘調査報告書	東中山台遺跡群、印内台遺跡群、海神台西遺跡、下郷遺跡 他	直営
4	宮本台遺跡群(81) <small>みやもとだいいせきぐん</small>	縄文時代竪穴住居跡・土坑・ピット	直営
5	宮前遺跡(6) <small>みやまえいせき</small>	縄文時代竪穴住居跡・土坑・ピット他	直営
6	印内台遺跡群(80) <small>いんないだいいせきぐん</small>	奈良・平安時代竪穴住居跡・掘立柱建物跡・土坑、近世土坑墓他	直営
7	上ホシ遺跡(14) <small>じょう いせき</small>	縄文時代中期竪穴住居跡・土坑・貝塚他	委託
8	中野木台遺跡(24) <small>なかのきだいいせき</small>	縄文時代中期竪穴住居跡・土坑、近世以降溝状遺構他	委託
9	東中山台遺跡群(44) <small>ひがしなかやまだいいせきぐん</small>	奈良・平安時代竪穴住居跡・道路状遺構、中世台地整形区画他	委託

⑤ 指定・登録文化財の調査

郷土資料館と連携・協力し、調査にあたった。

名称	調査内容
下総三山の七年祭り <small>しもうさみやま しちねんまつ</small> (県指定無形民俗文化財)	神事のみで開催となった。祭礼の内容と写真による記録を行った。

⑥ 未指定文化財の調査

新型コロナウイルス感染症の拡大のため、令和2年度に引き続き、多くの民俗行事が中止となったため、未指定文化財の調査は4件(水神祭・八劔神社の陰祭り・三山のオビシャ・古和釜のマアチ)のみとなった。

⑦ しものまきふたわのま 下野牧二和野馬土手の草刈り

年2回(7月・10月)草刈を実施した。

⑧ 指定文化財補助事業

「船橋市文化財保護事業補助金交付要綱」に基づき、22件の指定・登録文化財の所有者等に管理伝承費の補助を行った。また、下記の3件に修理等費用の補助を行った。

文化財名	修繕等内容
<small>とうよう</small> 東葉高等学校正門(旧近藤家住宅長屋門)	瓦修繕工事
<small>はしごの</small> 梯子乗りと <small>きやうた</small> 木遣り歌	梯子等用具購入
高根町神明社の神楽	<small>つづみ</small> 鼓修繕

⑨ 文化財防火デー

1月26日の文化財防火デーに合わせて、例年4～5か所で、消防署・文化財所有者・近隣住民と協力して消防訓練を実施しているが、令和3年度は2か所で文化財所有者とごく一部の関係者で避難訓練や消火訓練のみを実施した(令和2年度はすべて中止)。

2. 普及事業

市内にある文化財の活用・公開を促進するとともに、文化財の周知に努めた。文化財説明板設置、遺跡見学会や取掛西貝塚の国史跡指定を記念した展示・講演会の開催、講師派遣、ホームページ作成・更新を行った。今後も文化財の活用・公開を促進するとともに、文化財の周知に努めていく。

① 文化財説明板の設置 2か所設置

新規説明板を1基設置し、老朽化した1基の文化財説明板の建替えを行った。
英語の併記に加え、中国語(簡体字)の解説をホームページで閲覧可能とした。

No.	文化財・遺跡名	設置場所	備考
1	<small>ふなばしごてんあと</small> 船橋御殿跡 <small>つけたり</small> 附 <small>とうしょうぐう</small> 東照宮	本町4-29-12 建て替え	市指定文化財
2	<small>ぎょうだむせんとう</small> 行田無線塔(船橋海軍無線電信所跡)	行田2-5-1 県立行田公園内	

② 刊行物 刊行なし

③ 遺跡見学会・体験発掘 1回 参加者総数 270人

新型コロナウイルス感染症の拡大により1回しか実施できなかったが、本調査の現場では、フェンスなどに現場・遺物写真に説明を加えたものを掲示するなど、近隣への周知を図っている。

遺跡名	開催日	見学者数
夏見台遺跡(75)	12月4日(土)	270人

④ 展示・講演会 埋蔵文化財

5件 参加総数 4,907人

名称	会期	参加者数
展示「いよいよ国史跡指定へ 取掛西貝塚ミニ展示」 飛ノ台史跡公園博物館	6月19日(土)～ 7月11日(日)	1,422人
取掛西貝塚講演会 「～約1万年前の縄文ワールド第4弾～取掛西貝塚を考える」 勤労市民センター	8月14日(土)	145人
いよいよ国史跡へ！ 写真でみる取掛西貝塚 市民ギャラリー	8月24日(火)～ 8月29日(日)	131人
船橋市初の国史跡誕生！ 奇跡の遺跡 取掛西貝塚 西図書館2階ギャラリー	10月12日(火) ～10月21日(木)	
取掛西貝塚パネル展 中央公民館ほか	12月1日(水)～ 1月30日(日)	
展示「千葉県北西部地区文化財速報展 足元に眠る歴史」	2月2日(水)～ 2月20日(日)	285人
展示「最新科学が明らかにしたわたしたちのルーツ」 飛ノ台史跡公園博物館	10月23日(土)～ 11月23日(火)	1,412人
展示「船橋のいちばん暑かった時－縄文時代前期の地球温暖化－」 飛ノ台史跡公園博物館	10月16日(土)～ 12月5日(日)	1,643人

⑤ -1 講師派遣・講座 埋蔵文化財

9回 参加者総数 303人

講演名	開催日	参加者数
出前講座【遺跡から見る地域の歴史】(丸山公民館)	5月26日(水)	38人
出前講座【遺跡から見る地域の歴史】(丸山公民館)	6月3日(木)	21人
出前講座【国史跡取掛西貝塚を知ろう】(海神歴史サークル)	5月28日(金)	22人
出前講座【遺跡から見る地域の歴史】(宮本公民館)	10月15日(金)	30人
出前講座【国史跡取掛西貝塚を知ろう】(西部公民館)	1月12日(水)	26人
ふなばし生涯学習フェア【取掛西貝塚について】	2月5日(土)	40人
出前講座【国史跡取掛西貝塚を知ろう】 (高根東町町会助け合いの会)	2月22日(火)	33人
ふなばし市民大学校【取掛西貝塚について】	3月4日(金)	73人
出前講座【国史跡取掛西貝塚を知ろう】(高根台団地自治会)	3月12日(土)	20人

⑤ -2 講師派遣・講座 歴史文化財

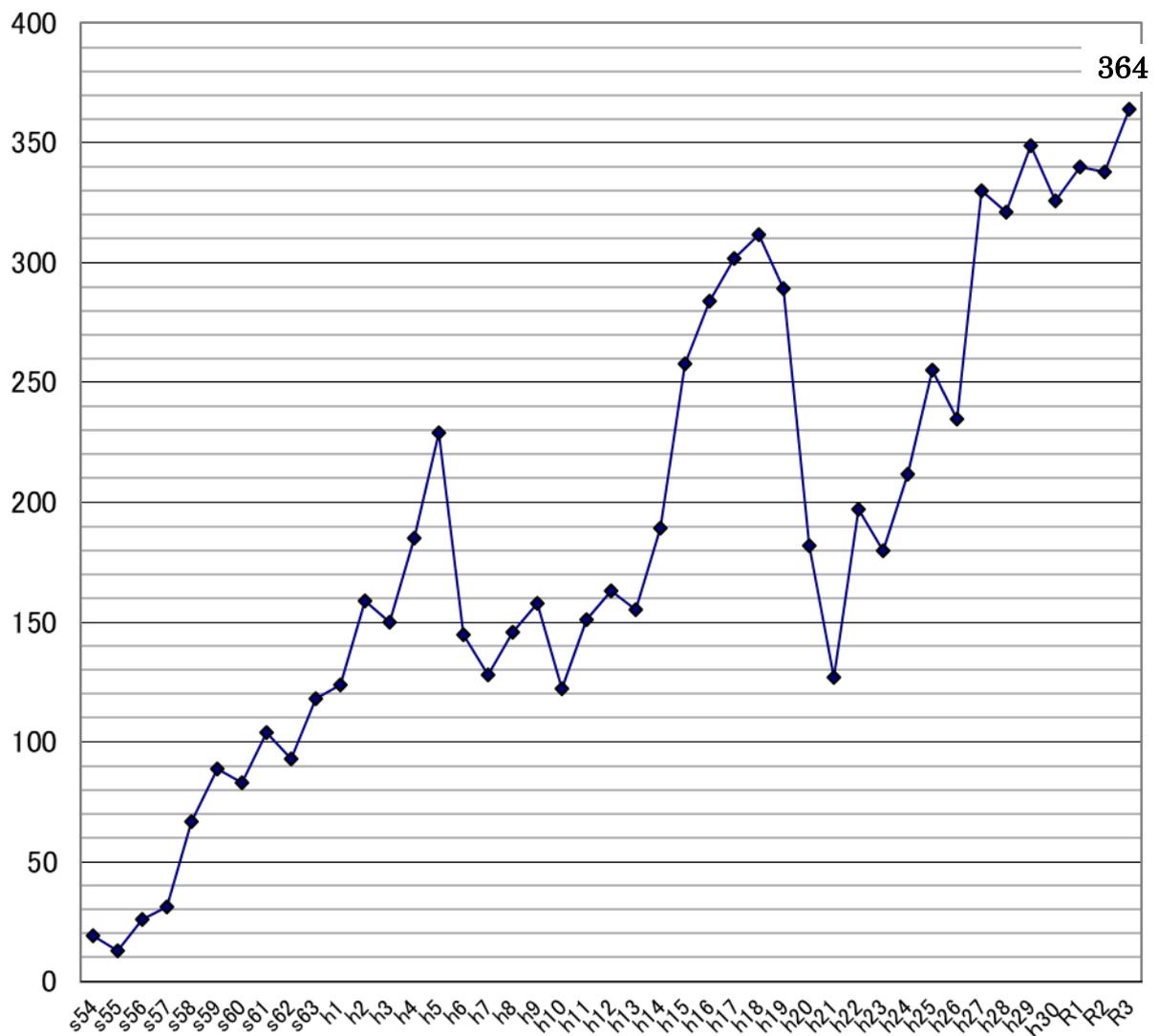
講演名 (担当)	開催日	参加者数
なし		

⑥ 研修生・職場体験受け入れ

名称	学校・団体名	受入日	参加者数
なし			

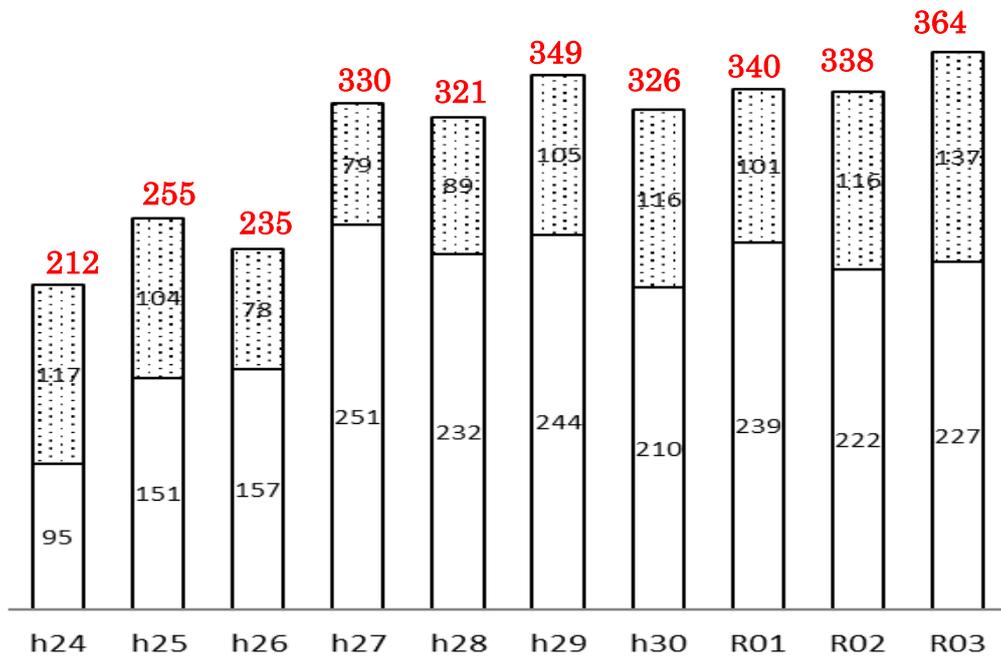
埋蔵文化財に関する統計資料（令和3年度）

1. 照会件数の推移（長期）



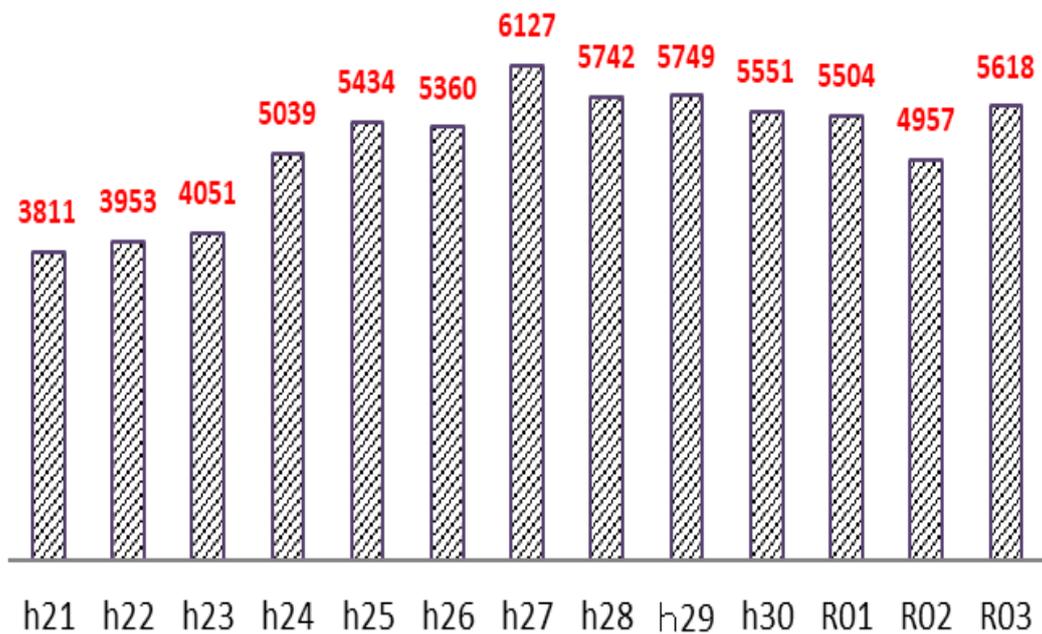
2. 文書照会件数

□ 有 □ 無



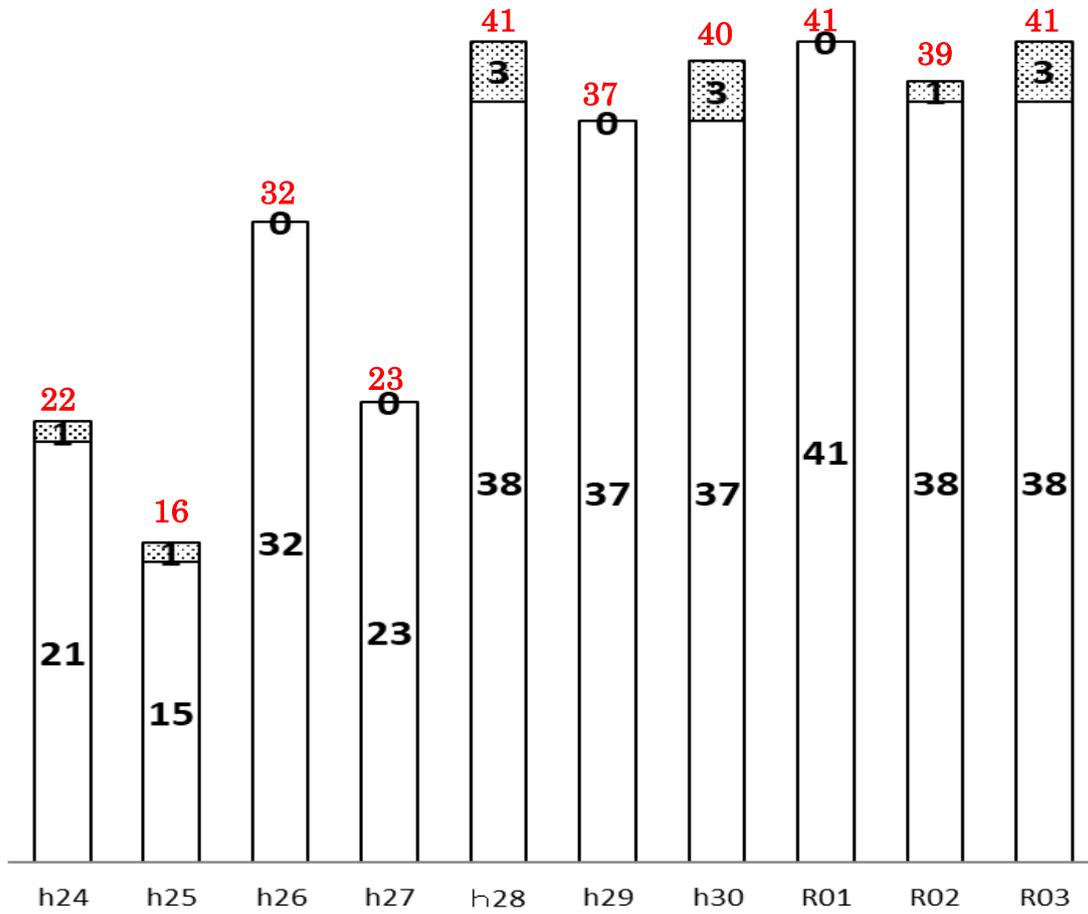
3. 窓口等の問合せ件数

▨ 件数

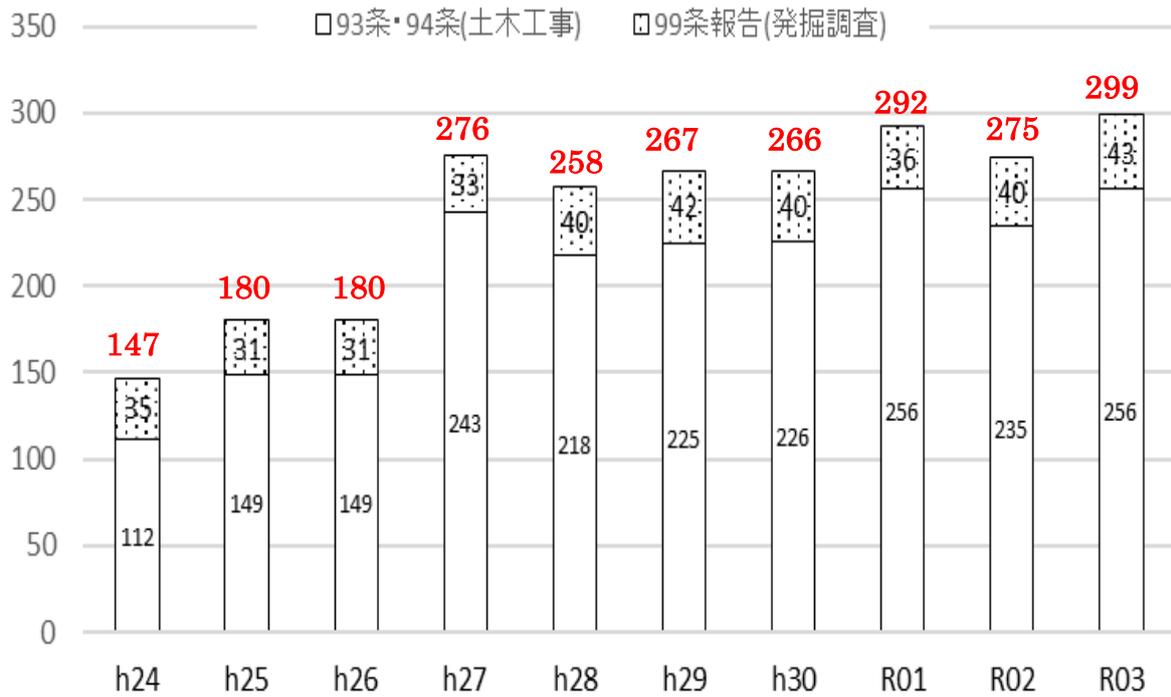


4. 試掘件数

□ 試掘(包蔵地内) ▨ 試掘(包蔵地外)

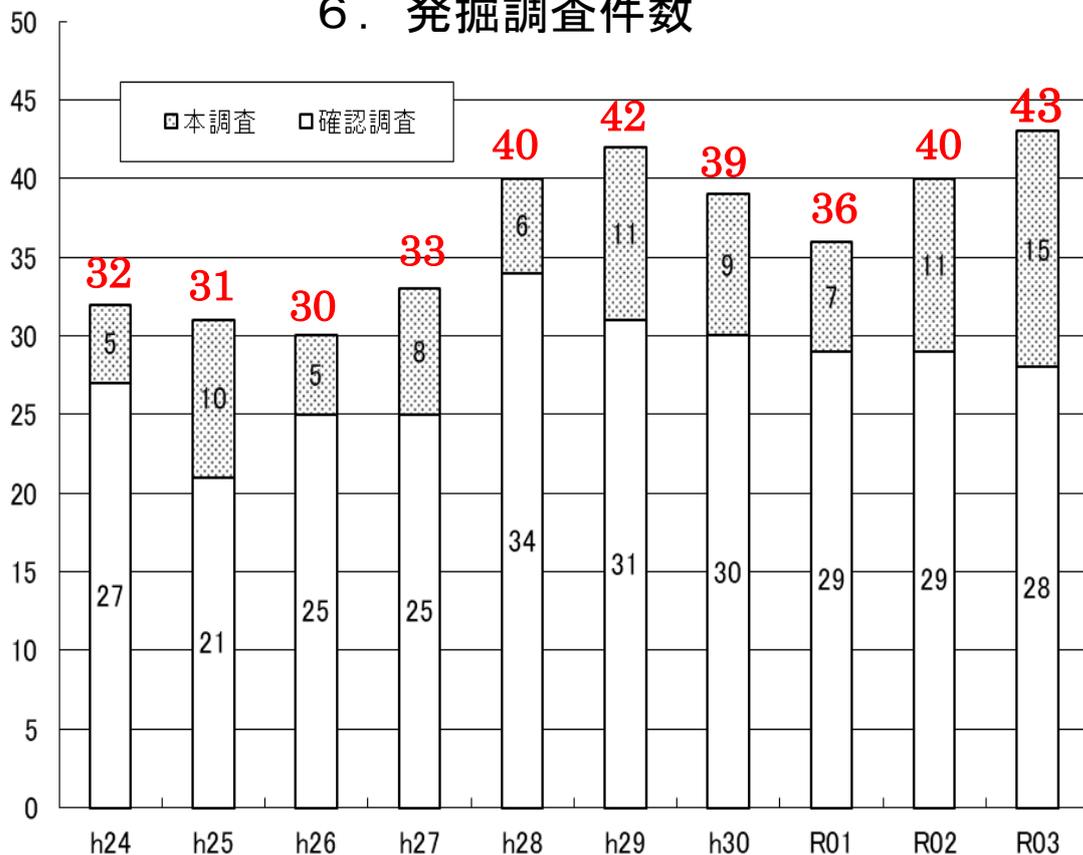


5. 土木工事届出等件数



件数

6. 発掘調査件数



令和4年度文化財保護・調査・普及事業の計画について

1. 文化財保護・調査

開発等事業者と調整協議し、必要な発掘調査の実施等、埋蔵文化財保護業務を実施する。また、文化財審議会委員や各分野の研究者の協力を得て、指定・未指定の文化財の調査を継続して行う。必要に応じて、郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館と連携する。

① 取掛西貝塚保存事業

取掛西貝塚保存活用計画策定委員会を運営し、計画策定を進める。また、総括報告書で残された課題について研究を継続し、遺跡の価値をさらに高める。

市民に取掛西貝塚を広く知っていただくため、講演会を実施する。文化庁等が主催する全国巡回展「発掘された日本列島 2022」展に出土品を出品する。

② 開発等に伴う発掘調査予定

遺跡名	時代・主な検出遺構	備考
東中山台遺跡群(80-2)	中世台地整形区画他	委託予定
上ホシ遺跡(15)	縄文時代竪穴住居跡他	未定
ユルギ松遺跡	縄文時代竪穴住居跡他	未定
川ノ上遺跡(9)	縄文時代竪穴住居跡他	未定
その他本調査5件予定	縄文時代、奈良・平安時代	直営・委託
その他 確認調査34件予定		直営(市内遺跡3件含む)

③ 報告書刊行予定

No.	遺跡名	時代・主な検出遺構	備考
1	令和4年度船橋市内遺跡発掘調査報告書	確認調査3遺跡・海老ヶ作貝塚整理作業	国庫補助事業
2	こ ^の だ小野田遺跡(2)	縄文～平安時代竪穴住居跡、中世台地整形区画他	直営
3	宮本台遺跡群(52)	古墳時代竪穴住居跡他	直営
4	宮本台遺跡群(84)	縄文時代後期竪穴住居跡・土坑他	直営
5	中野木向遺跡(5)	縄文時代竪穴住居跡、奈良・平安時代竪穴住居跡他	直営
6	夏見台遺跡(74)	古墳時代竪穴住居跡・掘立柱建物跡他	直営

7	ほうづか 宝塚遺跡(1・2)	古墳時代竪穴住居跡・溝状遺構他	委託
8	夏見台遺跡(75)	縄文時代土坑、古墳～平安時代竪穴住居跡他	委託
9	あずまちょう 東町遺跡(3)	中世台地整形区画・掘立柱建物跡・地下式坑他	委託
10	東中山台遺跡群(81)	奈良・平安時代竪穴住居跡、中～近世溝状遺構他	委託
11	夏見台遺跡(52)	弥生時代竪穴住居跡他	委託

④ 市費単独整理作業

遺跡名	時代・主な検出遺構	備考
えびがさく 海老ヶ作貝塚(2)	縄文時代中期竪穴住居跡他	整理作業(一部委託)
取掛西貝塚継続研究	縄文時代早期竪穴住居跡他	動物骨・植物関連分析
平成18年度船橋市市費単独事業遺跡発掘調査報告書	縄文～平安時代竪穴住居跡・土坑他	整理作業
東中山台遺跡群(13)	奈良・平安時代竪穴住居跡他	整理作業

⑤ 指定・未指定文化財調査予定

文化財名	調査内容	備考
市内の神楽の調査	市内5つの神楽について、記録を作成する。	
市内の祭礼の調査	市内で行われる祭礼の調査。	
市内の古民家調査	古民家の調査し、記録保存を行う。	

⑥ 下野牧二和野馬土手

年2回草刈を実施し、保護に必要な維持管理続けていく。近隣の二和小学校の3年生を対象に野馬土手の貴重性を伝えていく授業を実施する。

⑦ 指定文化財補助事業

市内の指定・登録文化財の管理伝承費や緊急修繕等に対し、補助を行っていく。

⑧ 「玉川旅館－歴史と記憶－」の刊行

令和2年度に解体が行われた玉川旅館について、解体前に行った調査の内容を報告書にまとめ、刊行する。

2. 普及事業

引き続き、文化財説明板の設置を行う等、普及活動を積極的に行う。

① 文化財・遺跡説明板の設置・改修予定

文化財・遺跡名	設置場所	設置数
文化財説明板の新設・建替え	検討中	2基予定

② 刊行物

普及用遺跡マップ（第7版）1万部と児童向けパンフレット1万5千部を刊行し、すでに昨年度以降に刊行した取掛西貝塚リーフレット・パンフレットとあわせて市内の小中学校（中学1年生・小学3・6年生全員）に重点的に配布し、市内博物館・図書館等公共施設で市民に配布する予定。

No.	刊行物名	主な内容	販売・配布先
1	遺跡マップ 第7版	1万部・無料	市内中学校1年生・博物館・公民館等に配布
2	一万年前の世界をのぞいてみよう 取掛西貝塚	1万5千部・無料	市内小学校3年生・博物館・公民館等に配布
3	玉川旅館－歴史と記憶－	1000部・有償	文化課等
4	船橋市の文化財	1000部・有償	文化課等

③ 遺跡見学会開催予定

遺跡名	開催日
未定（開発等に伴う発掘調査）	開催可能時

④ -1 講師派遣・講座予定 埋蔵文化財

講演名（担当）	開催日	参加人数（予定）
まちづくり出前講座【取掛西貝塚について】（高根台公民館）	6月15日（水）	130人
関東考古学フェア遺跡発表会 【取掛西貝塚について】	6月26日（日）	81人
縄文大学（飛ノ台史跡公園博物館） 市民文化創造館	11月2・9・23日 （水）	
ふなばし市民大学【取掛西貝塚について】	令和5年 2月26日（日）	53人

取掛西貝塚記念講演会 市民文化創造館	3月11日(土) ・3月18日(土)	
考古学講座(飛ノ台史跡公園博物館) 海神公民館	3月18・25日(土)	

④-2 講師派遣・講座予定 歴史文化財

講演名(担当)	開催日	参加人数(予定)
未定		

⑤ 研修生・職場体験受け入れ予定

名称	学校・団体名	受入日	参加者数
未定			

3. その他

(仮)「ふなばしこども歴史・文化施設スタンプラリー」の開催

小学生を中心とした子どもを対象に、地域の歴史等に関心を持ってもらうことを目的として、歴史や文化財等に関する施設を巡るスタンプラリーを、夏休みに合わせて開催予定。

史跡取掛西貝塚保存活用計画策定について

【目的】 史跡取掛西貝塚の適切な保存管理及び活用に関する計画を策定する

【策定根拠】 文化財保護法第129条の2

【設置要綱】 史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会設置要綱

【経緯】

令和3年10月 取掛西貝塚が国史跡に指定される

令和4年2月 船橋市が史跡管理団体に指定される

令和4年3月 史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会設置

【委員の構成】 10名

No.	分野	委員	所属
1	学識経験者(考古学)	あべ よしろう 阿部 芳郎	明治大学 文学部 教授 (船橋市文化財審議会委員)
2	学識経験者(動物考古学)	といずみたけじ 樋泉 岳二	明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員
3	学識経験者(考古科学)	よねだ みのる 米田 穰	東京大学 総合研究博物館 教授
4	学識経験者(史跡整備)	あきやまにお 秋山 邦雄	歴史環境計画研究所 所長
5	学識経験者(緑地計画・観光まちづくり)	おしだ けいこ 押田 佳子	日本大学 理工学部 准教授
6	学識経験者(環境・教育)	あさくら あけお 朝倉 暁生	東邦大学 理学部 教授 (船橋市教育委員会 教育委員)
7	地元自治会	のだ まさかず 野田 雅一	わかば町会 町会長
8	地元自治会	おがわ かずよし 小川 和良	米ヶ崎町会 町会長
9	教育関係者	いまい ひろし 今井 弘	金杉台中学校 校長
10	教育関係者	すずき ともこ 鈴木 智子	習志野台第二小学校 主幹教諭
	オブザーバー		文化庁
	オブザーバー		千葉県教育庁文化財課

【策定スケジュール】

令和5年度末までにパブリックコメントを経て策定し、令和6年4月施行の予定

地方登録制度関係

地方における文化財保護の制度

	地方指定制度	地方登録制度
根拠規定	文化財保護法第182条第2項	同条第3項
制度化時期	昭和29年 (実態上は戦前から存在)	令和4年 (実態上は昭和40年代から存在)
実施団体数	1,748	86団体
文化財件数	118,011	4,744
報告義務	あり (同条第4項)	なし (任意の情報提供)
制度的特徴	許可制が中心	届出制が中心

※実施団体数及び文化財件数は令和2年時点のもの。

※改正後の文化財保護法第182条
(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

地方登録制度のある地方公共団体（文化庁調べ）

<都道府県>

1	京都府▲
2	大阪府
3	兵庫県

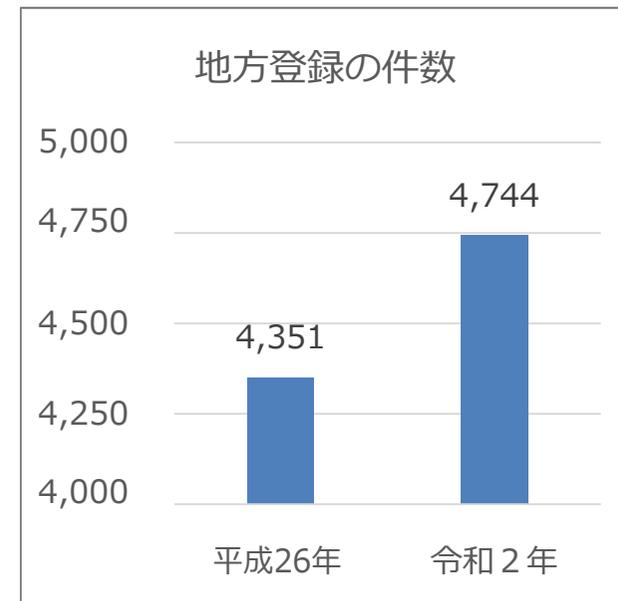
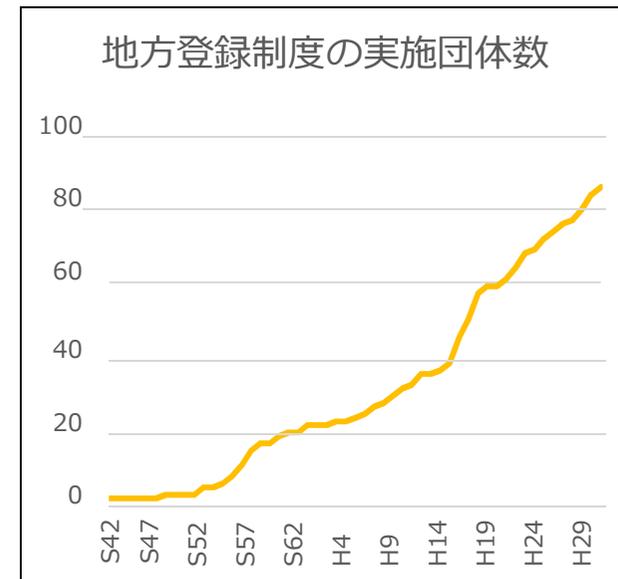
合計：3府県

※文化庁調査（令和2年10月実施）において回答のあった団体のうち、制度の名称又は条例等に「登録」と明示されているものを抽出（この他、「登載」等の用語で地方における文化財保護制度を設けている団体がある。）

<市区町村>

合計：83市区町村

1	北海道	上士幌町	29		板橋区●▲	57		磐田市
2	宮城県	仙台市▲	30		練馬区●▲	58	三重県	松阪市
3		名取市	31		足立区▲	59		いなべ市
4	山形県	大石田町●	32		葛飾区▲	60		伊賀市
5	茨城県	常陸太田市	33		江戸川区▲	61	京都府	京都市▲
6		常陸大宮市	34		三鷹市▲	62		宇治田原町
7		東海村	35		府中市	63	大阪府	大阪市
8	栃木県	佐野市	36		町田市	64		吹田市▲
9		日光市	37		小金井市	65		貝塚市
10		真岡市	38		国立市	66		枚方市
11	埼玉県	所沢市	39		福生市▲	67		河内長野市
12		上尾市▲	40		瑞穂町	68	兵庫県	神戸市▲
13		八潮市	41		日の出町●▲	69		川西市
14		三郷市	42	神奈川県	横浜市▲	70	奈良県	山添村●▲
15	千葉県	千葉市▲	43		相模原市▲	71	鳥取県	智頭町
16		佐倉市	44		伊勢原市▲	72	島根県	松江市
17		酒々井町	45		海老名市	73		雲南市
18	東京都	中央区▲	46		南足柄市	74	香川県	高松市
19		港区	47		箱根町	75	愛媛県	西条市
20		新宿区▲	48	富山県	砺波市▲	76	福岡県	福岡市▲
21		墨田区●▲	49	福井県	坂井市	77		小郡市
22		江東区●▲	50	山梨県	山梨市	78	熊本県	玉名市
23		世田谷区	51		北杜市	79		多良木町
24		渋谷区	52	長野県	松本市	80		あさぎり町
25		中野区▲	53		高森町▲	81		臼杵市
26		杉並区▲	54	岐阜県	垂井町	82		宇佐市
27		豊島区●	55		大野町	83	沖縄県	宜野湾市▲
28		荒川区●▲	56	静岡県	静岡市▲			



(参考)

- 無形文化財を登録の対象に含む団体（9団体）
- ▲無形民俗文化財を登録の対象に含む団体（31団体）

※令和2年より地方登録の件数の調査手法を変更している。

地方登録制度の要件

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、①条例の定めるところにより、②重要文化財、(…)及び登録記念物以外の文化財で③当該地方公共団体の区域内に存するもの(④前項に規定する指定を行つているものを除く。)のうち、⑤その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを⑥当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 (略)

<法令要件>

①規則等ではなく条例で定めることが必要

<対象文化財>

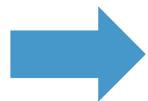
③当該地方公共団体の区域内の文化財

②④国の指定・登録文化財及び地方指定文化財を除く

⑤国登録と同様に、指定文化財(「重要なもの」とは趣旨が異なる

<手続>

⑥登録簿が必要(紙/電子は問わない)



その他、文化財類型や登録の基準、規制の在り方等は任意

地方財政措置（特別交付税）

区分		都道府県	市町村
保存等に要する経費 <small>（都道府県及び指定都市（特別区を含む。）にあつては0.5を乗じた額。村の他の市町にあつては1.0を乗じた額。）</small>	国指定	重要文化財（建造物）：280,000円 重要文化財（建造物以外）：10,000円 重要無形文化財：320,000円 重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財：80,000円 史跡名勝天然記念物：260,000円 重要伝統的建造物群保存地区：1,470,000円	重要文化財（建造物）：540,000円 重要文化財（建造物以外）：20,000円 重要無形文化財：300,000円 重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財：590,000円 史跡名勝天然記念物：920,000円 重要文化的景観：920,000円 重要伝統的建造物群保存地区：7,720,000円 登録有形文化財（建造物）：20,000円
	国登録	—	建造物：130,000円 美術工芸品：10,000円 伝統的建造物群保存地区：220,000円 無形文化財、民俗文化財及び記念物：30,000円
	地方指定	建造物：240,000円 美術工芸品：10,000円 無形文化財、民俗文化財及び記念物：30,000円	建造物：50,000円 美術工芸品：10,000円 有形民俗文化財：10,000円 記念物：10,000円
	地方登録	—	—
災害復旧事業に要する経費 <small>（地方公共団体が要した経費の8割）</small>	国指定	○	○
	国登録	○	○
	地方指定	○	○
	地方登録	—	—

※このほか、国指定等文化財の所在件数、重伝建地区における固定資産に係る固定資産税の減免、埋蔵文化財の発掘調査等、保存活用計画に基づく活用に係る経費（ソフト事業）、防火施設・設備の整備に関して特交措置がある。

【参考】地方登録の事例（建造物）

名称：旧デリー（壱の蔵）

指定等種別：松本市登録文化財

指定等年月日：令和元年9月27日

所在地：長野県松本市中央2-4-13

所有者：個人



明治40年（1907年）に建築された木造2階建、寄棟造の建物である。土蔵造の建物で、外壁は黒漆喰の仕上げ、腰部はなまこ壁となっている。古写真から「加嶋屋呉服店」として建築されたと推定され、その後、「清水煙草卸売捌所」などの店舗として用いられたことが古地図から判明している。昭和45年から平成29年までは「カレー店デリー」として用いられ、市民にも特徴的な建造物として親しまれている。

	松本市登録文化財
法令における根拠	松本市文化財保護条例第6条
法令における補助規定	松本市文化財保護条例第19条
税制優遇	—
地財措置	【特別交付税】 ・有形文化財（建造物）、美術工芸品（美術工芸品）、有形民俗文化財の登録件数にそれぞれ特別交付税に関する省令で定める額を乗じて合算した額
予算補助	【松本市文化財保護事業補助金】 ・補助率50%（但し、補助額は最大300万円）

国・地方における文化財の具体例（建造物）

地方指定

松本市指定重要文化財 高橋家住宅
(長野県松本市)



江戸前期から中期に建てられ、現存する武家住宅としては長野県内で最も古い時期の建物の一つとされている。

地方登録

松本市登録文化財 旧デリー
(長野県松本市)



明治時代に建築され市民にも特徴的な建造物として親しまれている。

国指定

国指定重要文化財 馬場家住宅
(長野県松本市)



江戸末期の豪農の住宅。「本棟造」の中でも代表的であり重要なもの。

国登録

国登録有形文化財 松商学園高等学校講堂
(長野県松本市)



昭和初期における鉄筋コンクリート造講堂の好例。

○令和3年4月15日 参議院・文教科学委員会

○横沢高德君（略）

次に、制度の複雑化と保護の方向性についてお伺いをします。

文化財の保護の手法として様々な選択肢が増えるのは、それぞれの文化財に最も適切な手法を選べるということで大変良いことである一方で、文化財の方の現場にいる職員にとっては、制度が複雑化し、保護の方向性をどうすべきか、迷いや難しさが生じるおそれがあると考えます。

今回は、無形の文化財について、新たに国の制度として登録制度が設けられるだけでなく、地方の登録文化制度も文化財保護法上に位置付けられ、地方においては一気に無形の文化財の保護の手法が広がることが想定されます。

無形文化財、無形の民俗文化財について、保護手法が国の指定文化財、国の登録文化財、地方の指定文化財、地方の登録文化財国による記録選択と広がることになりませんが、それぞれの類型にどういった特徴を持って文化財に当てはまるのか、分かりやすい説明が必要ではないでしょうか。お伺いをいたします。

○政府参考人（矢野和彦君） 少し丁寧にお答えさせていただきたいと思います。

これらの制度は、それぞれの役割が異なり、また保護の対象とする文化財も異なるというふうに考えておりますが、まず、**国指定制度**は、有形文化財や無形文化財などのそれぞれの類型の中でも重要なものを指定することとしており、**言わばピラミッドの頂点**だというふうにお考えいただければと思いますが、まさに**我が国を代表する文化財が指定される**ことになります。

地方の指定制度につきましては、国指定以外の文化財の中から各地域、これは市町村も都道府県もございしますが、各地域にとって重要なものを指定するものであり、**一言で言うと地域の宝という位置付け**だというふうに考えております。

次に、**国登録制度**は、国指定及び地方指定以外の文化財の中でも特に保存、活用の措置が必要とされているものが対象でございまして、近代以降に成立、発展したものなど、**直ちに指定文化財にはならないけれども、裾野を予備的に守っていくと、裾野を広げるという意味で幅広く保護する必要のあるもの**、こういうふうに考えております。

地方登録につきましても、国登録と同様に、指定制度を補完する趣旨のものでございまして、**各地域において、指定制度では対応し切れない多様な文化財を地方登録により保護していくことが期待されておりました、これはやはり地方色を出していただくということが重要**になろうかと思っております。

（略）

国登録提案の特例について

(第百八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案)

第百八十二条の二 **都道府県又は市町村の教育委員会**（地方文イヒ財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）は、**前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは**、文部科学省令で定めるところにより、**文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。**

- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文イヒ財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 **文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文イヒ財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。**

○地方登録文化財に係る登録の提案に関する省令

【提案書の記載事項】

- ①提案文化財の名称、②所在地、所有者等の氏名/名称、住所等、③文化財類型ごとの必要な情報、④提案理由、⑤該当する登録基準及び当該基準に該当することを示す文化財の特徴及び評価 等

【添付書類等】

- ①地方登録文化財であることを証する書類、②写真、図面、③所有者等の意見書、④域内の文化財を把握するための調査の結果の概要等

- ① **歴史性や学術的評価の蓄積の観点から指定には至らない地域の文化財に対し、幅広く保護の網をかけることができる**
 - 届出や公的なリストイヒに加えて、例えば、登録を契機とした保護奨励金の支給などにより、所有者・担い手等に対して積極的な保存・活用を促すことができる

- ② **上記のような取組に対し、地方財政措置により支援が可能**
 - 地方登録文化財として位置付けることにより、保護に係る支援措置を講じることができる